

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物収集運搬及び処理役務	3	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成31年 1月25日
	変更	平成 年 月 日
	作成部隊名	習志野駐屯地業務隊

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地における産業廃棄物の収集運搬及び処理役務について適用する。

1.2 作業の場所 習志野駐屯地内指定場所

2. 予定廃棄量

112m³ (約100,000kg)

3. 役務に関する要求

3.1 作業条件 作業の種類は次による。

- 作業を行うにあたり、関係法令等に基づき適正に収集運搬を行うものとする。また、請負者は産業廃棄物収集運搬業許可を受けているものとする。
- 収集・運搬に必要な器材・消耗品は、業者所有のものを使用する。
- 処分したゴミの処分量は官側と調整の上、マニフェストにて報告するものとする。
- 請負者は、この役務に関して、第三者に対し委託または、請負をさせてはならない。
- 収集の作業に伴い、施設及び物品等を損傷した場合は、請負業者の責任を持って現状回復するものとする。

3.2 作業の内容 集積された産業廃棄物を、業者所有の搬出車両に積載し、最終処分地・場まで運搬・処分する。

3.3 検査

- 作業の実施に当たっては、官側の監督を受け、その指示に従うものとする。
- 作業終了時は、検査官の検査を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 作業管理 本作業における一切の責任は請負者が負うものとする。

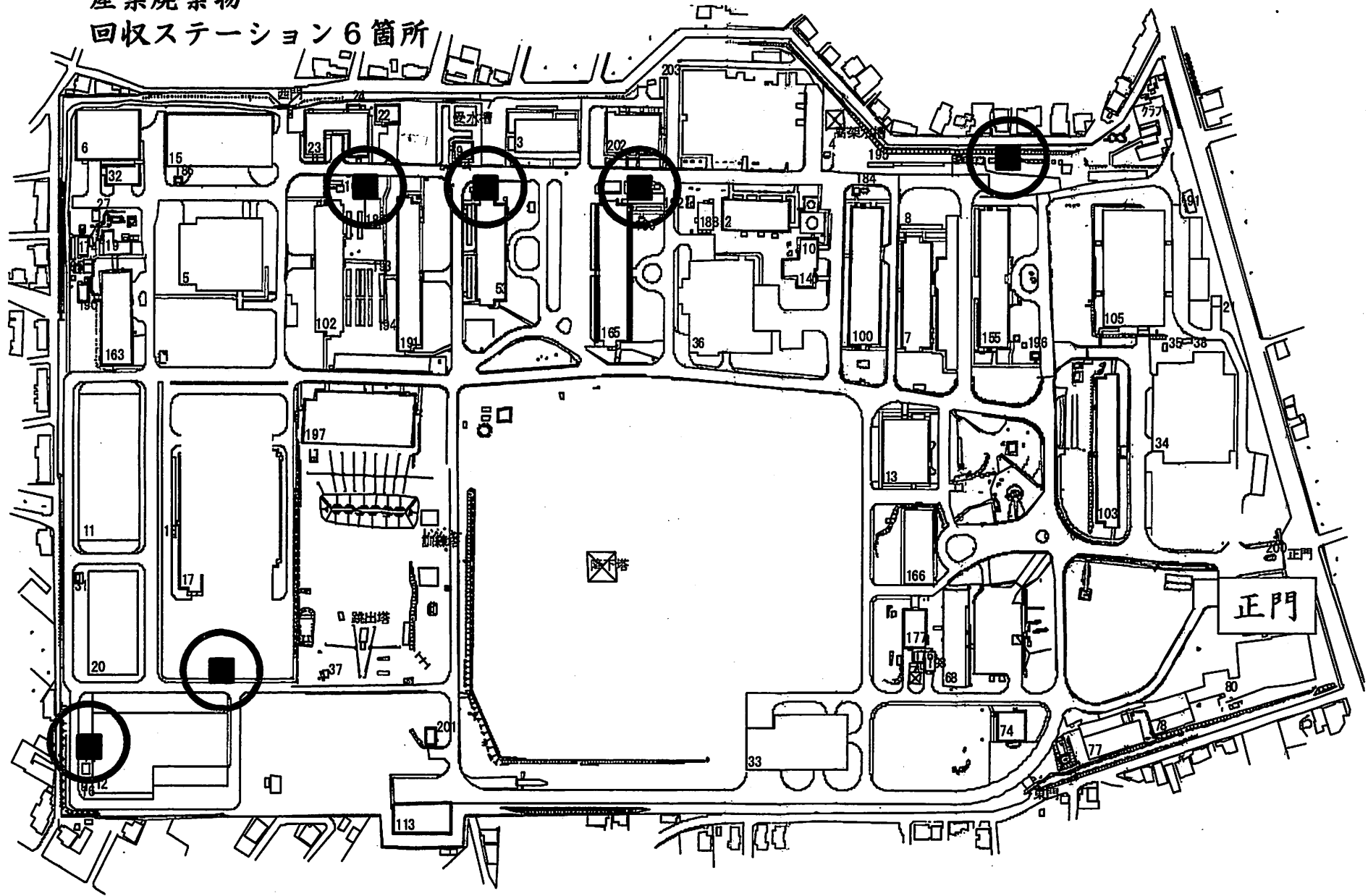
4.2 秘密保全 許可された場所以外への無断立入及び撮影等は禁止する。

4.3 調整事項

- 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。
- 細部調整先

(Tel 047-466-2141 内線 312 習志野駐屯地総務科総務班長)

平成31年度
産業廃棄物
回収ステーション6箇所



仕 様 書		仕様書番号	第 1 号
品 名	産業廃棄物処理 役務	作成年月日	3 1 . 1 . 2 1 .

1 この仕様書は、陸上総隊付で排出される産業廃棄物処理役務についての必要な事項を規定する。

2 役務場所
陸上自衛隊習志野演習場(別紙参照)

3 役務期間
平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)

4 産業廃棄物の種類・形状・特性については以下表に示す通りとする。

表

廃棄物種類	廃棄物形状	廃棄物特性
木くず、ゴムくず、紙くず、金属くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート、陶磁器くず	塊状・固化状	可燃性

5 役務内容

- (1) 契約相手方は官の示す場所に専用容器を設置するものとする。
- (2) 専用容器の回収時期については別途官から通知するものとし、回収の際新たに空の専用容器を設置するものとする。

6 その他

- (1) 契約相手方は都道府県知事から受けたそれぞれの業者の許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 処理施設の種類及び処理能力についての出来るだけの詳細な資料等を提出するものとする。
- (3) 中間処理後の残廃物の処理法及び最終処分業者との委託契約書等の資料を提出するものとする。
- (4) 本役務の実施において法令等を遵守し作業の安全を確保するものとする。
なお、官は作業中の労働災害等について一切の責任を負わない。
- (5) 契約相手方は、官側の施設及び器材等に損害を与えた場合には速やかに官側の指示する処置を行い、その処置に係る費用は全て契約相手方が負担するものとする。
- (6) 本役務で知り得た内容は外部に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

産業廃棄物処理役務

